

【経営】 雇調金、コロナ特例を終了し通常制度へ—令和5年4月からの案を公表

厚生労働省は、労使などで作る審議会を開きコロナ禍で設けられた雇用調整助成金の特例措置の扱いについて議論しました。新型コロナウイルスの影響で支払いが膨らんだ雇用調整助成金について、感染拡大前と比較して売り上げが減少した企業を対象とする特例措置を終了し、前の年との比較で判断する通常の運用に戻すことを決めました。

雇用調整助成金は、通常、直近3か月間の売り上げなどが前年同期比で10%以上減った企業が対象となりますが、特例措置では、コロナの影響でその月の売り上げなどが感染拡大前の令和元年から去年までのいずれかの年の同じ月と比べて10%減少しているか、過去1年のいずれかの月と比べて10%減少していれば助成を受けられます。

審議会で、厚生労働省は感染拡大後の支払い決定額が6兆3000億円を超え財源不足が深刻化していることや、最近の経済・雇用情勢を踏まえ、特例措置を今年度で終了し、新年度から通常の運用に戻す方針を説明しました。参加した委員からは、いまだに厳しい業界はあるものの、財源不足の状況などを考えると、移行は妥当だといった意見が出され、この方針が正式に決定しました。

コロナ禍では、個人や企業を支えるためさまざまな制度や措置が設けられましたが、去年9月には当面の生活費を無利子で借りられる制度の対象者を拡大する特例が終了するなど徐々に通常に戻す動きが進んでいます。

新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る雇用調整助成金の特例措置等の対応

通常制度	特に業況が厳しい事業主（注2） （令和4年12月1日～令和5年1月31日）	経過措置期間 （令和4年12月1日～令和5年3月31日）	令和5年4月1日以降の通常制度（案）
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（注1）		通常制度
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月10%以上低下		通常制度（注3）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象		通常制度
休業の助成率：2/3（中小）1/2（大企業）	休業の助成率 中小：2/3（9/10） 大企業：1/2（2/3）	休業の助成率 中小：2/3 大企業：1/2	通常制度
休業・教育訓練の助成額の上限額：8,355円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円	通常制度
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃		通常制度
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃		通常制度
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃		通常制度
支給限度日数：1年100日、3年150日	支給限度日数 1年100日、3年150日 ※コロナ特例中（令和2年1月24日～令和4年11月30日）の日数はカウントしない。 ※クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで支給可能。		通常制度 ※コロナ特例中（令和2年1月24日～令和4年11月30日）の日数は支給限度日数にカウントしない。
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可）		通常制度
休業規模要件：1/20（中小）1/15（大企業）	休業規模要件：1/40（中小）、1/30（大企業）		通常制度
残業相殺：有	残業相殺：停止		通常制度
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3（中小）1/2（大企業） 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：2/3（9/10） 大企業：1/2（2/3） 加算額：2,400円（中小） 1,800円（大企業）	教育訓練の助成率 中小：2/3 大企業：1/2 加算額：2,400円（中小） 1,800円（大企業）	通常制度
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内		通常制度
不正受給事業主、労働保険料滞納事業主、労働法令違反事業主等：支給対象外	支給対象		通常制度

※ 助成率における（）は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
 (注1) 対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間にある事業主に限る。
 (注2) 生産指標が直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。
 (注3) コロナ前比較不可

※ 通常制度移行後も、記載事項の大幅な簡略化や添付書類の書類の削減を実施
 例) 休業実績一覧表について、日ごとの実績記載を不要とする（合計のみとする） など

雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

○ 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、概ね減少傾向。

<令和5年1月末時点の累計>

・支給決定件数：602.1万件

・支給決定額：5兆8,905億円（うち大企業：9,360億円、中小企業：4兆8,614億円）

※企業規模不明が一定数存在する。

※令和5年1月末時点の数値で集計



詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_030127159_001_00043.html